＜令和元年度「障害分野のロボット等導入モデル事業」の概要＞

１　事業の目的及び事業内容「障害分野のロボット等導入モデル事業の実施について」（令和元年６月11日障発０６１１第４号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙に規定する「障害分野のロボット等導入モデル事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に記載のとおり。

２　本事業の実施主体

障害者支援施設を運営する都道府県又は都道府県知事が適当と認めた社会福祉法人又は特定非営利活動法人等が運営する障害者支援施設

３ 対象経費、補助率（案）

１区分：障害者総合支援事業費補助金

２種目：障害分野のロボット等導入モデル事業

３対象経費：障害分野のロボット等導入モデル事業の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の購入費用に限り、令和元年度末までの費用を限度額とする。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）、補助金

４補助率：１０／１０

　※１事業者当たりの対象経費の合計額は、10万円以上30万円以下とする。

４ 補助対象とする機器

実施要綱に記載のとおり。想定される機器の例は、以下のとおりです。

（１）移乗介護：ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型又は非装着型の機器

（２）移動支援：障害者の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器

（３）排泄支援：排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ

（４）見守り：センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム

（５）入浴支援：ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器

５ 採択方針

本事業は、ロボット等の導入により、介護業務の負担軽減等にどの程度資するか、一定の効果を把握するためのものです。導入機器のニーズや地域性による違いの有無等を把握する趣旨を踏まえて採択の可否を検討します。

６ 提出先

京都府健康福祉部障害者支援課 福祉サービス・障害児支援担当　[shogaishien@pref.kyoto.lg.jp](mailto:shogaishien@pref.kyoto.lg.jp)

（提出の際には、障害者支援課 福祉サービス・障害児支援担当075-414-4596までその旨一報願います。）